

令和5年9月

諏訪保険サービス

武井 英一

TEL 0266(26)7115

## 相続発生前の

### 「相続対策・生前対策」個別相談会のご案内

いつもありがとうございます。

以前相続について「相続が争続にならない為に」という主旨で講演会や勉強会を何回か開催いたしました。此の度松本の司法書士の横井先生のご協力をいただきまして、個別相談会を開催させていただくことになりました。

今回は事前に家族構成を紙に書いて来ていただきます。そこから雑談形式で話し合いを始めていきます。お聞きしたいことを用意してきた内容で、気軽に話し合いをしていく中でいくつかの新たな発見が生まれる可能性があります。具体的なことをお願いするまでは無料となりますのでご安心ください。場所は当社で行います。

個別に相談会を開催していますのでご希望の方は、希望の日程をお知らせください。当社で横井先生との日程調整をさせていただきます。

#### 【 横井先生ご紹介 】

中日本司法書士事務所

代表 司法書士 横井和雄（よこいかずお）

長野県司法書士会所属 登録番号 697 号

法務大臣認定第 518046 号



#### 【 ご相談いただける内容 】

- |         |              |       |
|---------|--------------|-------|
| ●相続手続き  | ●相続登記        | ●相続放棄 |
| ●遺産分割協議 | ●相続した預貯金の手続き | ●遺言   |
| ●家族信託   | ●生前贈与        | ●成年後見 |

- ご相談のケース ①親として子供に相続する場合の相談  
②子供の立場で親の相続の相談  
③子供さんのいないご夫婦の相続の相談 等々

(裏もご覧ください。)

## 今までの相談会で出されたポイント

- ① 子供さんはみんな独立して自分で家を新築した為、自宅が空き家になってしまう。空き家のままか、売却するか、それとも貸せるかのどれかになる。
- ② 親が認知症や要介護状態になってしまった場合、預貯金が凍結されてしまうことがある。その為の安全対策はあるのか。
- ③ 独身男性が財産の相続は日頃面倒をみてもらっている甥っ子にすると決めているがその通りにできるかどうか。
- ④ 母親と二人の子供が相続の相談に行かれた。家に帰ってからもう一人の子供を含めて話し合いをしたが争いになった。しかし母親がいたために解決。子供だけだったら解決しない可能性が高い。
- ⑤ 県外にいる親が死亡。空き家状態。複数の子供の相続の確認と家の売却手続き等々。司法書士に一任することは可能。
- ⑥ 空き地になっている土地の名義が亡くなった祖父になっている。令和6年4月から法律が施行されて、3年以内に正しい所有者に変更しないと罰金を払うことになる。
- ⑦ 子供のいない夫婦で相続が問題なく行われるためにはどのような対策方法があるか。